

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の
整備に関する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備等に関する
省令の制定について

1. 改正の背景

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人又は被保佐人であることを理由に不当に差別されないよう、各法律において定められている成年被後見人及び被保佐人に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るため、環境省所管法令に係る欠格事由等についての改正を盛り込んだ成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号。以下「一括整備法」という。）が、第198回国会において可決・成立し、令和元年6月14日に公布された。

同法による改正後の環境省所管法令の施行に伴い、関係省令について所用の改正を行う。

2. 改正の概要

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号）の一部改正に係る内容は以下のとおり。

- 一括整備法による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律105号）第12条第1項第1号に規定する「心身の故障によりその業務を適正に行うことができない者として環境省令で定める者」として、「精神の機能の障害によりその業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」を規定する。
- 一括整備法による動物の愛護及び管理に関する法律の改正に伴う号ズレを整備する。

3. 今後のスケジュール（予定）

令和元年9月中旬 公布

令和元年12月14日 施行（一括整備法の施行日）

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案の概要

成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人(成年被後見人等)の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための措置を講ずる。

【改正内容】

成年被後見人等を資格・職種・業務等から一律に排除する規定等(欠格条項)を設けている各制度について、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、各制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定(個別審査規定)へと適正化するとともに、所要の手續規定を整備する(180法律程度)。

(1)公務員等 : 国家公務員法、自衛隊法等

⇒原則として現行の欠格条項を単純削除。

※現行制度において、採用時に試験や面接等により適格性を判断し、その後、心身の故障等により職務を行うことが難しい場合においても病気休職、分限などの規定が既に整備されている。

(2)士業等 : 弁護士法、医師法等

⇒原則として現行の欠格条項の削除を行い、併せて個別審査規定を整備。なお、就任時に試験や個別審査規定により適格性を判断し、その後、心身の故障等により職務を行うことが難しい場合の登録の取消しなどの規定が既に整備されている場合、現行の欠格条項を単純削除。

(3)法人役員等 : 医療法(医療法人)、信用金庫法(信用金庫)等

⇒原則として役員欠格事由から成年被後見人等を削除し、併せて個別審査規定を整備。なお、個別審査規定が既に整備されている場合、役員欠格事由から成年被後見人等を単純削除。

(4)営業許可等 : 貸金業法(貸金業の登録)、建設業法(建設業の許可)等

⇒原則として現行の欠格条項の削除を行い、併せて個別審査規定を整備。なお、個別審査規定が既に整備されている場合、現行の欠格条項を単純削除。

(5)法人営業許可等 ⇒ 上記(4)と同様

【施行期日】

- ①欠格条項を削除するのみのもの→原則として公布の日
- ②府省令等の整備が必要なもの→原則として公布の日から3月
- ③地方公共団体の条例等又はその他関係機関の規則等の整備が必要なもの→原則として公布の日から6月
- ④上記により難しい場合→個別に定める日

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年六月十四日法律第三十七号)(抄)

第十一章 環境省関係(第百六十六条―第百七十三条)

(動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正)

第百七十条 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和四十八年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「第十二条第一項第六号」を「第十二条第一項第七号」に改める。

第十二条第一項第一号を次のように改める。

一 **心身の故障によりその業務を適正に行うことができない者として環境省令で定める者**

第十二条第一項中第七号を第八号とし、第二号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第十九条第一項第五号中「第三号又は第五号から第七号まで」を「第二号、第四号又は第六号から第八号まで」に改める。

第二十二條第二項中「第六号」を「第七号」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 (略)

二 第三条(中略) 第百七十条(中略) までの規定公布の日から起算して六月を経過した日